

広 報

平成23年3月23日

福島県相馬港湾建設事務所
東北地方整備局小名浜港湾事務所
福島海上保安部

緊急物資輸送等に備えた相馬港の一部供用開始について

津波被災に伴い相馬港では、入出港自粛措置をとっていますが、関係機関による水路調査及び連絡調整により、相馬港における船舶等に対する入出港自粛勧告の一部を解除し、下記のとおり供用開始を行います。

記

【本日の一部解除】

1号ふ頭1号岸壁及び同3号岸壁

解除日時：平成23年3月23日15:00（日本時間）

【既に一部解除済】

2号ふ頭4号岸壁

解除日時：平成23年3月19日15:00（日本時間）

【条 件】

- (1) 港湾管理者より岸壁使用が認められている船舶。
- (2) 北航路を航行経路とし、原則、日中航行のみ。
ただし、夜間航行については福島海上保安部長が認めた船舶。

【留意事項】

- (1) 入出港自粛勧告の一部解除は、緊急物資輸送船舶、災害救助に当たる船舶等を対象としています。
- (2) 港内には漂流物、沈没物等の障害物が依然として存在しています。

【問い合わせ先】

福島県相馬港湾建設事務所

電話 0244-37-2240（相馬市生涯学習会館内）

東北地方整備局小名浜港湾事務所

電話 0246-53-7100

福島海上保安部

電話 0246-53-7112